

## 【60歳以上の方向けの任意加入制度】とは…

60歳までに、年金の受給資格期間10年を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳から65歳まで国民年金に任意加入することができます。(60歳前の方は、ご自分の加入期間を一度ご確認ください。)

## 高齢任意加入する条件

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付期間が480月(40年)未満の方
- ④厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
- ⑤納付は「口座振替」「クレジット納付」になります

## 必要書類

- ①本人確認ができるもの。(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ②預金通帳・届け出印またはクレジットカード

## 【付加年金制度】とは…

月々の定額保険料に付加保険料(400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができます。

## 納付することができる方

・国民年金第1号被保険者 ・65歳未満の任意加入被保険者

## 老齢基礎年金を受け取るときに加算される額(付加年金額)

付加年金額(年額)は、200円×付加保険料を納めた月数で計算し、2年以上受け取ると、納めた付加保険料以上の年金を受け取れます。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めた場合の年金額は次のとおりです。

200円×480月(40年)=96,000円(年額)が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。  
795,000円(※)+96,000円=891,000円(年額)

※毎月の定額保険料(令和5年度:16,520円)を40年間納めた場合の老齢基礎年金額(67歳以下の方が受け取る場合の年金額になります。)

## ご注意

- ・申し込みされた月から加入となります。
- ・付加年金のみの加入はできません。通常の保険料の納付が加入の条件です。
- ・「国民年金基金」に加入されている方は加入できません。
- ・iDeCo加入者は掛金額によって、加入できない場合がありますので、お問い合わせください。

## 必要書類

- ①本人確認ができるもの。(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ②委任状(本人と別世帯の方が申請する場合)

お手続き場所:市民課国民年金係(東棟1F3番)またはコザ年金事務所